



質問

1

## 最低賃金制とは？

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。  
仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

質問

2

## 最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の適用除外が認められています。

最低賃金の適用除外を受けられる労働者は

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
  - ②試の使用期間中の者
  - ③職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうちの一定のもの
  - ④イ 所定労働時間の特に短い者
    - 軽易な業務に従事する者
    - 断続的労働に従事する者
- となっています。

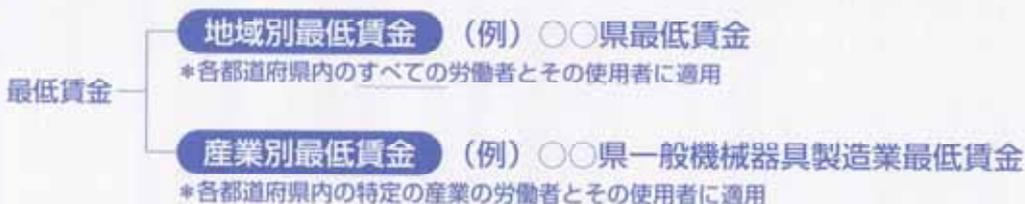
適用除外許可を受けようとする使用者は、それぞれの所定様式による申請書3通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

質問

3

## 最低賃金にはどのようなものがありますか？

最低賃金には、下図のように地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類があります。



なお、使用者は、地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

質問

4

## 地域別最低賃金と産業別最低賃金はどのような場合に決定されるのですか？

- ① 地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用される最低賃金として、各都道府県ごとに設定されています。

地域別最低賃金の金額は、都道府県労働局長が、改正を必要と認める場合に、地方最低賃金審議会に諮問し、同審議会の意見(答申)を尊重して決定します。

- ② 産業別最低賃金は、関係労使が、基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものについて設定されるものです。

産業別最低賃金の金額は、関係労使の申出を契機として、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、決定(改正)の必要性を最低賃金審議会に諮問し、必要との意見が出された場合に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が最低賃金審議会に諮問し、同審議会の意見(答申)を尊重して決定(改定)します。